

# 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律施行規則の概要

## 1 趣旨

「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下「法」という。）の施行に伴い、同法第4条第1項から第3項までに規定する避難住民の届出に関し必要な事項を定める。

## 2 概要

(1) 法第4条第1項から第3項までの規定による届出は、別記様式に準じて作成する届出書を指定市町村の長に提出することによって行うものとする。

※ 別記様式には、避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、避難場所等を記載することとしている。

(2) (1)による届出書の提出は、郵便又は信書便により行うことができる。

(3) (1)の届出書を当該届出をする避難住民の避難場所をその区域に含む市町村の長が受け付け、当該市町村の長が、当該届出に係る事項を当該市町村の長の使用に係る電子計算機と指定市町村の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて指定市町村の長に伝達した場合は、その受け付けた日に(1)により届出書が提出されたものとみなす。

## 3 施行期日

公布の日